

さいたま市健康経営企業認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康宣言を行い健康経営^{※1}に取り組む企業等を「さいたま市健康経営企業」として認定することにより、企業等における事業主、雇用者、並びに被扶養者（以下「従業員等」という。）の健康に配慮した経営を促進することを目的とする。

※1 健康経営[※]とは、NPO 法人健康経営研究会の登録商標であり、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することを意味する。

(認定対象)

第2条 本認定の対象となる者は、国、埼玉県又は保険者より健康経営の取組に係る認定を受けた、市内に所在する企業、法人、団体及び個人事業所（以下「企業等」という。）とする。

- 2 本認定の申請は、企業等の本社等が一括して行うものとする。
- 3 本認定の申請は、前項に定めるもののほか支店等の事業所単位で行うことができる。

(認定方法)

第3条 本認定を受けようとする企業等は、「さいたま市健康経営企業認定申請書」（様式第1号）及び国若しくは保険者より交付された認定期間又は県より交付された有効期限内の健康経営の取組に係る認定証の写しを市長に提出することとする。

- 2 市長は、申請内容の審査を行い、適当と認められる場合には、「さいたま市健康経営企業」（以下「認定企業」という。）として認定することとし、「さいたま市健康経営企業認定証」（様式第2号）を交付する。

(認定の有効期限)

第4条 本認定の有効期限は、前条第1項の規定により提出した認定証の写しの認定期間又は有効期限を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第5条 認定企業は、認定の更新を受けようとする場合は、本認定の有効期限内に、更新の手続きを行うものとする。

- 2 更新の手続きは、第3条の規定に準ずるものとする。

(認定企業が取り組むこと)

第6条 認定企業は、従業員等への健康づくりに関して、以下の取組を行うものとする。

- (1) 特定健診、事業者健診等の推進及び事業者健診結果の保険者への提供
- (2) 健康課題の把握
- (3) 健康経営の実践に向けた環境整備
- (4) 保険者が行う特定保健指導への協力
- (5) 食生活の改善
- (6) 運動機会の拡大
- (7) 受動喫煙対策
- (8) 感染症予防
- (9) 長時間労働対策
- (10) メンタルヘルス対策

(認定企業への支援)

第7条 市長は、認定企業の行う従業員等への健康づくりに関する取組に対し、次に掲げる支援に努めるものとする。

- (1) 企業等が本認定を受けることで、健康経営、健康づくりに積極的に取り組んでいることを広報すること。
- (2) 健康経営、健康づくりの推進のための支援をすること。

(登録内容変更の届出)

第8条 認定企業は、名称又は所在地に変更があったときは、速やかに「登録内容変更届」(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、届出内容の確認を行い、適当と認められる場合には、再交付年月日を明記した「さいたま市健康経営企業認定証」(様式第2号)を交付する。

(認定証の再発行)

第9条 認定企業は、認定証の紛失等により再発行を希望する場合は、「さいたま市健康経営企業認定証再発行届」(様式第4号)を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、届出内容の確認を行い、適当と認められる場合には、「さいたま市健康経営企業認定証」(様式第2号)を再交付する。

(認定の辞退)

第10条 認定企業は、本認定を継続する意思がない場合は、「認定辞退届」(様式第5号)に「さいたま市健康経営企業認定証」を添えて市長に提出することにより、本認定を辞退することができる。

(認定の抹消)

第11条 市長は、認定企業が、明らかに本制度の趣旨に反する場合など、本認定を継続することが適当でないと判断した場合は、その認定を抹消することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年5月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前のさいたま市健康経営企業認定制度実施要綱の規定によりなされた事業の取扱いについては、なお従前の例による。